



## ◎粗大ごみのルール違反が非常に多いです

粗大ごみの収集所に、粗大ごみに該当しない違反ごみが大量に出される事例が多くあります。明らかに粗大ごみではない、ビンや缶、燃やすごみで出すべきもの等を捨てている悪質なものも見られます。

たとえ収集所であっても、「収集対象とならないごみを出す」行為は、**不法投棄**に含まれる場合があります。そのほか、「収集日以外にごみを出す」「事業所から出たごみを収集所に出す」などの行為も同様です。

### 粗大ごみとは

資源ごみのコンテナ及び指定ごみ袋(大サイズ)に入らない大型ごみ(排出禁止物、自己搬入ごみを除く)

ルールが守られていない違反ごみは、収集せずに残されます。収集日の後は自分が出したごみが残っていないか確認し、もし残っていたら必ず持ち帰って分別辞典等で確認の上、適切な方法で処理してください。



粗大ごみ  
について



分別辞典

## 不法投棄は犯罪です

不法投棄をした者には、「5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその両方」が科せられます。

## ◎資源ごみは洗って出しましょう

資源ごみの「プラスチック製容器包装」や「かん類」、「びん類」などで、洗わずに出されているものが多いです。汚れのあるものは保管時に虫や悪臭が発生するなど不衛生な状況を招くため、洗って汚れを落としてから出してください。



★「かん類」を出す時の注意★ シュースやお酒、お菓子の缶、缶詰など

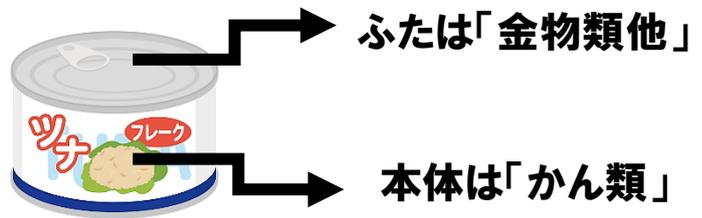
ふたは外してください

金属製→金物類他

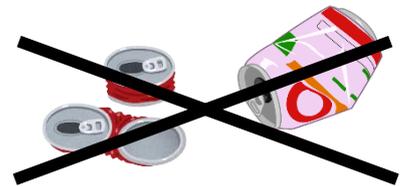
プラスチック製

→プラスチック製容器包装

缶詰を捨てる時・・・



缶はつぶさずに出してください



## ◎山鹿組墓地の使用者を探しています

組墓地の適正管理実施のため、使用者を調査しています。組墓地を使用している方で環境課へご連絡いただいていない場合は、墓地に掲示している案内文に記載の照会番号を確認の上、ご連絡ください。

### 山鹿市環境課からのお知らせ

このお墓・区画の使用者・縁故者を探しています。ご連絡をお願いします。

連絡先

山鹿市環境課（山鹿市環境センター）  
環境政策係 電話 0968-43-7211

照会番号 \_\_\_\_\_



【案内文】